

笠置町企業版ふるさと納税活用地域活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者が有する専門性及び人的資源を活用した事業者の主体的な地域活性化に資する活動を促進し、もって活力のあるまちづくりの推進を図るため、本町の地域活性化を目的とした事業を実施する事業者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において笠置町企業版ふるさと納税活用地域活性化推進事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の3に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。
- (3) 採択事業者 町長が別に定める事業者提案の募集に応募し採択された事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象者は、採択事業者で、法人格を有する事業者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、いずれも対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (2) 町税等の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)のある者
- (3) 笠置町暴力団排除条例(平成23年笠置町条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団員等であるもの又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定地域再生計画に記載のある事業に資する事業
 - (2) 企業版ふるさと納税により財源が確保されている事業
- 2 補助対象経費の項目、内容及び補助率は、別表第1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - (2) 施設、設備等を設置する事業であつて、土地所有者その他の関係者の承諾を得られていない事業(当該関係者の承諾が確実に得られる見込みがある事業を除く。)
 - (3) 動物、薬品を提供する事業
 - (4) 補助対象経費項目の総額が100万円に満たない事業
 - (5) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に別表第 2 に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 6 条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定前の着手)

第 7 条 採択事業者は、事業の効率的な実施を図るため必要があり、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ事前着手届(別記様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに補助金変更承認申請書(別記様式第 5 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否を決定し、補助金(変更承認)決定通知書(別記様式第 6 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やか補助金実績報告書(別記様式第 7 号)に別表第 3 に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかに内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記様式第 8 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第 11 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求を受け付けた日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算交付)

第 12 条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書(別記様式第 10 号)に別表第 4 に規定する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還請求等)

第 13 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令又は条例若しくはこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象事業を中止しようとし、補助金中止届(別記様式第 11 号)を町長に提出したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の場合、補助金交付決定取消通知書(別記様式第 12 号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

(事業成果の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況を定期的に町長へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業者が、取得財産等の処分をしようとするときは、補助金財産処分承認申請書(別記様式第 13 号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金により取得した財産を処分する場合において、処分した財産の対価として得た収入があるときは、笠置町地域活性化推進事業補助金財産処分収入金報告書(別記様式第 14 号)により町長に報告するとともに、町長の請求に応じてその収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象経費項目	内 容	補助率
事業費	報償費 旅費 賃金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 工事請負費 備品購入費 その他町長が必要と認める 経費 委託料 外注費	10 分の 10 ※ただし、企業版ふるさと納 税額の 75%を上限とする。

別表第 2 (第 5 条関係)

添付書類
(1) 町税等の納税証明書 (2) 暴力団員非該当等誓約書(別記様式第 2 号) (3) 履歴事項全部証明書(3 箇月以内のもの) (4) 定款の写し (5) 直近 3 期分の決算書 (6) その他町長が必要と認める書類

別表第 3 (第 9 条関係)

添付書類
(1) 事業の実施状況の写真、資料等 (2) 領収書の写し (3) 補助対象経費に係る支出明細書

別表第 4 (第 12 条関係)

添付書類
(1) 概算交付を必要とする理由書 (2) 事業資金計画表